

追記 様式4の発行について

今回の公募要領より、下記内容が追記されました。当所では[様式4]事業支援計画書の発行は東金市内の小規模事業者に限らせていただきます。

ここが重要

★当所会員であっても、東金市外で事業を営んでいる場合は様式4を発行することができませんので、お早めに事業を営んでいる地域の商工会議所・商工会にご相談ください。

公募要領（第10版） [6 ページ] 掲載

(4)商工会議所の管轄地域内で事業を営んでいること。

※商工会地区で事業を営んでいる小規模事業者等は、別途、同様の事業を各地域の商工会でも行っておりますので、そちらに応募ください。

※商工会議所会員、非会員を問わず、応募可能です。